

「とくしま特選ブランド」マーク管理要領

第1条 「とくしま特選ブランド」認定要綱第6条に定める「とくしま特選ブランド」マーク管理要領は、次のとおりとする。

- 1 「とくしま特選ブランド」の確立を図るため、「とくしま特選ブランド」商品には、「とくしま特選ブランド」マーク（以下マークという。）を貼付できるものとする。
- 2 県は、マークの原案を作成し、「とくしま特選ブランド」の認定を受けた商品を生産・製造する事業者（以下事業者という）にマークの画像データを配布する。
事業者は、配布されたマークの画像データを利用することができる。
- 3 「とくしま特選ブランド」マークの扱いについて
 - (1) 事業者は「とくしま特選ブランド」に認定された商品以外に、マークを使用してはならない。
 - (2) 事業者はマークの使用について、指定されたデザイン等、故意に変更して使用してはならない。
 - (3) マークを使用した商品に関する事故や苦情が発生した場合は、事業者が誠意を持って、必要な措置を講じなければならない。

「とくしま特選ブランド」マーク



附則

この要領は、平成27年11月30日から施行する。